

# 令和7年度 介護福祉士・社会福祉士 修学資金貸付制度

この制度は、介護・福祉の職場で働く人材の育成・確保を目的として実施している修学資金の貸付事業です。貸付条件を満たせば、貸付金の返還免除の優遇を受けることができます。

## ●対象者 令和7年度 入学者（詳細は裏面をご覧ください。）

貸付内容	
	・要件を満たす連帯保証人を立てていただきます。 ・貸付には審査があります。
修学資金	(月額) <b>5万円以内</b> × 修学期間
入学準備金	<b>20万円以内</b> (入学時のみ：任意)
就職準備金	<b>20万円以内</b> (卒業時のみ：任意)
国家試験受験対策費	<b>4万円以内</b> (介護福祉士のみ：任意)

- ※ 生活保護世帯や非課税世帯等の場合、上記に加え生活費加算(月額40,000円程度)があります。  
 ※ 在学中に家庭の経済状況の変化等により学費の支払いが困難になった場合、随時、貸付申請を受付ます。

## ●申込期間 **令和7年5月20日(火) 必着**

### ●返還の免除 (次の条件を全て満たした場合、全額免除となります)

- ・資格登録後、福島県内の指定施設で5年間継続して介護・福祉業務に従事すること。  
(過疎地の場合、3年間)
- ・養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士・社会福祉士登録を行うこと。

#### 【問い合わせ先】

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 施設支援課  
 〒960-8141 福島市渡利字七社宮111  
 TEL:024-523-1256  
 HP:<https://www.fukushimakenshakyo.or.jp/>



# 介護福祉士修学資金等貸付事業詳細

## 1 貸付対象者(次の要件を満たす方)

- (1) 県内に住民登録をしている方、県内の養成施設に修学する方、県内出身者で県外の養成施設に修学する方
- (2) 養成施設を卒業後、1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の登録を行い、福島県内において介護・相談業務に5年以上従事する意思のある方
- (3) 学業成績が優秀であって、家庭の経済状況から貸付が必要であると認められる方
- (4) 修学のため同種の資金を他から借り受けていない方(日本学生支援機構の奨学金及び日本政策金融公庫の教育支援資金を除く)

## 2 貸付額(上限額)

授業料等の資金	月額 5万円以内
入学準備金(入学年度のみ)	20万円以内
就職準備金(卒業時のみ)	20万円以内
国家試験受験対策費用(介護福祉士のみ)	4万円以内
生活費加算(生活保護受給世帯や非課税世帯等の場合に限る。)	約4万円程度

## 3 貸付申請から返還免除まで ※申請には養成施設の推薦が必要です。

### 貸付申請等

入学決定

借入申請(養成施設に提出)

審査・貸付決定

借用書等の提出・契約締結

貸付金の送金

#### 【貸付期間】

養成施設の修学期間

#### 【利子】

無

#### 【貸付金交付】

年2回、授業料等の資金を、4月と9月に分けて交付

・初回は、契約締結後に授業料等の資金と入学準備金を交付(交付時期は状況によって異なります)

・就職準備金は、卒業届、採用内定通知提出後、卒業年度の3月に交付

### 養成施設卒業後

- ・養成施設卒業後1年以内に介護福祉士・社会福祉士登録を行う
- ・県内の福祉施設にて介護・相談業務に就職

返還猶予申請

5年間従事(この間は返還猶予)

(過疎地域勤務は3年間以上従事)

※毎年4月10日まで業務従事を提出

返還免除の申請

返還免除の決定

## 4 貸付金の返還

停学や退学、卒業後1年以内に介護福祉士・社会福祉士登録をせず、又は県内において介護・相談業務に従事しない場合は、「一括返還」となります。